旭川市特別職報酬等審議会　第１回　会議録

○　開会

定刻となり開会する。総務部長が進行役となり，審議会議事日程表のとおり進行する。

１　辞令交付式（１３：０１）

⑴　辞令交付式

総務部長が委員名簿順（５０音順）に各委員の名前を一人ずつ読み上げ，市長が委員名簿順に各委員の前に赴き，順次辞令書を交付した。

⑵　市長挨拶（要旨）

この度の特別職報酬等審議会は，平成２６年に設置して以来，４年ぶりの設置となる。

前回の審議会においては，常勤特別職の給料の額については，職務に精励し，職責を全うされることを期待し，報酬等を増額すべきとの意見が複数あったが，本市の厳しい財政状況や地域経済の現状を鑑み，市議会議員の議員報酬並びに市長，副市長及び常勤監査委員の給料については，その額を据え置くべきとの答申をいただいた。

私ども常勤特別職の給料月額については，平成２９年度においても，これまでと同様に独自削減を継続することとしたところだが，私としても，その後の社会経済情勢の変化や公務部門を取り巻く環境の変化，本市の財政状況，職員給与の状況等を踏まえた上での審議が改めて必要であると判断し，審議会に諮問することとした。

このほか，今回の審議会においては，前回と同様に行政委員会委員の報酬について参考意見をいただきたいと考えている。前々回，平成２２年度の審議会においては，行政委員会委員の報酬の支給方法などについて御議論いただき，公平委員会において，支給方法を月額から日額に改め，その他の行政委員会においては，支給方法は月額のまま，報酬額を削減させていただいた。

その後，最高裁判決において，月額の報酬については違法ではないとの司法判断が示されたところではあるが，これらについても，この間の経過を踏まえた上で，是非参考となる御意見をいただきたい。

委員の皆様の自由で，闊達な御議論を期待しているので，よろしくお願いしたい。

２　審議会設置（１３：０９）

⑴　委員紹介

事務局 総務部長	各委員の紹介をさせていただく。会長が決まるまで，司会を務めさせていただく。お配りしてある審議会委員名簿の順に事務局がお名前を御紹介するので，一言ずつ挨拶をお願いしたい。
事務局 総務部次長	（委員名簿順に各委員の名前紹介）

⑵　会長互選

事務局 総務部長	本審議会の会長の選出をお願いしたい。旭川市特別職報酬等審議会条例の規定によると，会長は委員の互選により定めることとなっている。
委員	北海道教育大学旭川校のキャンパス長であり，学識経験豊かな海老名委員が適任と考えるがいかがか。
事務局 総務部長	皆さんいかがか。
委員	（一同了承）
事務局 総務部長	皆さん御異議がないということなので，海老名委員さん，よろしくお願いします。
会長	（挨拶）

３　諮問書交付（１３：１２）

事務局 総務部長	市長から会長に諮問書等をお渡しする。
	（市長から会長に対し，諮問書を交付）
事務局 総務部長	審議に入る前に準備のため若干の休憩をとらせていただく。 市長はここで退席させていただく。

○　休憩（１３：１３）

総務部次長から事務局の担当者を紹介した。
総務部長から，会議録作成のため，会議録作成後に録音内容を消去することを条件に，以後の会議について録音機による録音をする旨の了承を得た。

４　会議（１３：１５）

⑴　会長職務代理者指定

会長	初めに，会長の職務代理者の指定についてお諮りしたい。 条例の規定によると，会長があらかじめ指定することとなっているので皆様と相談したい。
委員	（意見なし）
会長	私としては，前回の審議会で委員を務められた松野委員さんにお願いしたいと思うがどうか。

委員　（一同了承）

会長　それでは会長の職務代理者は松野委員さんにお願いすることとする。

委員　（了承）

⑵　会議の運営について

会長　会議及び会議録を公開するか非公開にするかについてお諮りする。
旭川市市民参加推進条例において，一定の条件に当たる場合を除き，本審議会のような附属機関の会議は原則公開となっている。前回の審議会は，会議の透明性を確保するため会議録は公開とし，自由闊達な議論を行うため会議は非公開としたと聞いている。
会議及び会議録の公開に関わる取扱いについてどのような手法があるか，事務局から説明を。

事務局
総務部長　会議と会議録の公開に関わる手法について説明する。
１　会議，会議録ともに非公開とする方法
２　会議は非公開とし，会議録は公開する方法
３　会議，会議録ともに公開する方法
の３つの手法がある。
会議録は，発言内容を一言一句記録する全文記録方式と発言の要点を記録する要点記録方式がある。
また，発言者名について，個人名を記録する方法，委員の発言は単に「委員」とし，特定しない方法がある。
会議録は，公開することになれば，旭川市のホームページ及び市政情報コーナーにおいて公開する。

会長　ただいま事務局から会議及び会議録の取扱いについて説明を受けたが，１の全て非公開とするのは，時代になじまないと思う。２番目の会議は非公開とするが，会議録は公開とする，あるいは，３番目の会議，会議録ともに公開するという選択があろうかと思うが，御意見を。

委員　過去に会議を公開して実際に傍聴される市民の方がいた例があるのか。

会長　前回は会議は非公開となっているので，傍聴者はいないということになる。

委員　前回はいないのだろうが，会議を公開すると決めたときに実際に来るのかどうかという部分については，来て支障があるのであれば考えなければならない。

事務局
総務部次長　過去数回の開催の中では非公開だったので，実際に来るかどうかは分からない。

委員　市の別の委員会で公開して傍聴を認めたケースがあったかと思うが，来た人が狼藉をはたらくようなこともなかったと思うので，原則は公開で良いのではないかという印象を持っている。

会長　いろいろな考え方があるが，意見を交換するときに発言しにくい場面もある

かもしれないということも考え合わせて前回は非公開であったと思うが，ほかの委員の方はいかがか。

委員　審議会に何か所か出ているが，ネットで私の発言が公開されたことがあり，言ったことに間違いはないのだが，とんでもないことを言っているというようなことを新聞に書かれたこともあったので，前回同様に会議は非公開で，委員の名前を出さずに発言の内容を出した方が良いと考える。

委員　前回の手法を踏襲することでもよいと考える。

会長　ほかの発言されていない委員の方で，特に発言はないか。

委員　（なし）

会長　３委員から発言をいただいたが，会議・会議録とも公開するという意見と２委員から会議は非公開とするが，会議録は公開するという意見をいただいた。先例にもいろいろな意味があってそうなっているというふうに理解しているので，前例踏襲ということになるが，会議は非公開で，会議録は公開でよろしいか。

委員　（一同了承）

会長　そのように決定する。引き続き会議録の作成についてお諮りする。先ほどの事務局からの説明のとおり全文記録方式と要点記録方式があるが，この審議会の発言内容の記録については要点記録とし，また，発言者名については委員個人の名前ではなく，単に「委員」と記載することとしたいが，いかがか。

委員　（一同了承）

会長　それでは，発言内容の記録は要点記録方式とし，会議録の発言者名は個人の名前ではなく，「委員」と記載することとする。
次に，会議録の内容確認については，会議の間隔にもよるが，原則として次回の会議までにお配りし，内容に不備がある場合には事務局に申出をいただき次回の会議において確定した後，ホームページなどで公開したいと考えるが，いかがか。

委員　（一同了承）

では，そのように取り扱うこととする。

⑶　審議日程等について

会長　審議日程について，事務局から示していただきたい。

事務局
総務部長　審議日程については事務局案があるので配布してよろしいか。

会長　よい。
（配布後）

説明をお願いする。

事務局
総務部次長

まず，本日，事務局から審議会資料の説明を行い，御質問，御意見，追加資料の御要求をお受けする。

次回の日程は，３月下旬を予定しているが，常勤特別職及び議員の報酬等について，社会経済情勢，市役所を取り巻く環境の変化，職員給与等の関わり，旭川市の財政状況などの観点から，現状を分析していただく。

４月下旬の第３回目の会議においては，これらの現状分析を踏まえ，常勤特別職及び議員の報酬等に係る改定の要否について御議論いただく。

５月下旬の第４回会議においては，御議論いただいた内容を基に常勤特別職及び議員の報酬等に係る答申について会長試案を提示し，これについて御議論いただきたいと考えている。また，第４回の会議からは，行政委員会の委員の報酬についての審議に入りたいと考えており，事務局から追加提出する審議資料について，御質問，御意見等をお受けしたい。

６月中の開催を予定している第５回会議においては，審議資料に基づき，行政委員会の委員の報酬について御意見を伺い，意見の取りまとめを行いたいと考えている。

最後に，７月中の開催を予定している第６回会議においては，常勤特別職及び議員の報酬等に係る答申及び行政委員会の委員の報酬に係る参考意見について，最終的な確認を行い，市長に答申する運びとしたいと考えている。

会長

事務局から説明のあったとおり，月１回程度の開催で全てで６回程度の日程ということだが，質問等はあるか。

委員

（なし）

会長

それでは，そのように進めさせていただく。

⑷　資料説明

会長

「旭川市特別職報酬等審議会審議資料」について事務局から説明願う。

事務局
総務部次長

（資料に従い説明。）

会長

ただ今事務局から審議会資料の説明があったが，質問，意見，あるいは，追加の資料等の要求はあるか。

委員

平均消費者物価指数について，旭川市の数字はあるか。

事務局
総務部次長

旭川市単独では統計を持ち合わせていないため，札幌や地域別の数字のみを示させていただいている。

会長

他に質問，意見はあるか。

委員

（なし）

会長

大部の資料なので，追加の必要などすぐに気づかないかもしれないが，何かあれば事務局までお願いしたい。

⑸　その他

会長	次回開催日ということで，審議日程との関わりもあるが，事務局で日程案があれば示してほしい。
事務局 総務部次長	３月２８日の午後２時か，２９日の午後２時だと調整がつく状況である。
会長	３月２８日の午後２時でどうか。
委員	（一同了承）
会長	会場については後日事務局から連絡する。本日の議事は以上で終了する。

（１４：０１）